田原市福祉団体活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市の福祉団体(以下「団体」という。)の活動を活性化し、福祉の増進を図ることを目的に、団体の運営及び活動事業に要する経費に対し補助金を交付することに関して、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付団体)

- 第2条 補助金の交付団体は、次の団体とする。
 - (1) 田原市民生児童委員協議会
 - (2) 田原市遺族連合会
 - (3) 田原市身体障害者福祉協会
 - (4) 豊橋人権擁護委員協議会田原地区委員会
 - (5) 田原保護区保護司会
 - (6) 田原市更生保護女性会
 - (7) 田原市手をつなぐ育成会

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、団体の運営及び活動事業に要する経費のうち、団体構成員の人件費、交際費及び食料費を除いた経費とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な事情等により市長が必要と認め

た場合はその額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 団体が補助金の交付を受けようとするときは、田原市福祉団体活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付の決定を行うものとする。
- 2 補助金の交付決定において、補助金の交付の目的を達成するため 必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の補助金の交付の決定をしたときは、速やかに 田原市福祉団体活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号) により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 団体が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、田原市福祉団体活動支援事業変更等申請書(様式第3号)をあらかじめ市長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更等の決定の通知)

第9条 市長は、田原市福祉団体活動支援事業変更等申請書を受理したときは、第6条及び第7条の規定の例により、田原市福祉団体活動支援事業変更等決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、田原市福祉団体活動支援事業補助金概算払請求書(様式第5号)に基づいて補助金の一部又は全部を概算により交付することができる。

(実績報告書の提出)

第11条 団体は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日、又は3月31日のいずれか早い日までに、 田原市福祉団体活動支援事業実績報告書(様式第6号)を市長に提 出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、田原市福祉団体活動支援事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査する。
- 2 市長は、前項の審査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、 田原市福祉団体活動支援事業補助金確定通知書(様式第7号)によ り通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、田原市福祉団体活動支援事業補助金請求書(様式第8号)に基づいて補助金を交付するものとする。
- 2 市長は、第10条及び前項に規定する請求書を受理した日から起 算して、30日以内に支払うものとする。

(事業状況の報告等)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、補助団体に対し、事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査又は指示をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

田原市福祉団体活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名

代表者名

年度福祉団体活動支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申 請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業期間 着手(予定)
 年 月 日

 完了(予定)
 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第2号(第7条関係)

田原市福祉団体活動支援事業補助金交付決定通知書

第		号
年	月	日

様

田原市長印

年度福祉団体活動支援事業補助金については、下記のとおり交付すること に決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間 年 月 日付による申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

 補助事業に要する経費
 金
 円

 補助金の交付決定額
 金
 円

3 補助金の交付条件

田原市福祉団体活動支援事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名

代表者名

年度福祉団体活動支援事業について、下記のとおり変更等をしたいので申 請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 補助金交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

田原市福祉団体活動支援事業変更等決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

田原市長印

年度福祉団体活動支援事業について、下記のとおり変更等をすることに決 定したので、通知します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額 補助事業に要する経費 金 円 補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

様式第5号(第10条関係)

田原市福祉団体活動支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名

代表者名

年度福祉団体活動支援事業補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定(変更交付決定)額 金 円
- 2 概算払請求額 金 円

(添付書類)

収支予算書及び事業計画書、又はその他参考となる資料

様式第6号(第11条関係)

田原市福祉団体活動支援事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名

代表者名

年度福祉団体活動支援事業が完了したので、下記により報告します。

記

- 1 補助事業実施期間着手年 月 日完了年 月 日
- 2 補助事業の実績及び効果

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第7号(第12条関係)

田原市福祉団体活動支援事業補助金確定通知書

		第		号
		年	月	日
様				
	田原市長			印

年度福祉団体活動支援事業補助金については、下記のとおり補助金額を確 定したので通知します。

記
1 確定の基礎となった事業費 金 円
2 交付決定通知額 金 円
3 交付確定額 金 円

様式第8号(第13条関係)

田原市福祉団体活動支援事業補助金補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名

代表者名

年度福祉団体活動支援事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円